

事務連絡
平成22年11月30日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

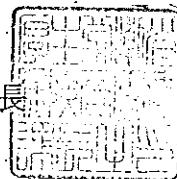
標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発1130第2号
平成22年11月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長



厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

「特定保険医療材料の定義について」（平成22年3月5日保医発0305第8号）について下記のとおり改正し、平成22年12月1日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

1 別表のⅡの099の(1)の①を次のように改める。

- ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的な名称が「手術用メッシュ」、「手術用吸収性メッシュ」、「心臓内パッチ」、「人工心膜用補綴材」、「吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「非吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「吸収性組織補強材」若しくは「非吸収性ステープルライン補強材料」、又は類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であって、一般的な名称が「合成心筋パッチ」、「コラーゲン使用心筋パッチ」、「ウマ心膜パッチ」、「非中心循環系心血管用パッチ」、「中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用非中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用心血管用パッチ」若しくは「ウシ心膜パッチ」であること。

(参考)

「特定保険医療材料の定義について」(平成 22 年 3 月 5 日保医発 0305 第 8 号) の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

| 改 正 後 | 現 行 |
|--|--|
| (別表) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 | (別表) II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第6部、第9部、第10部及び第11部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及びその材料価格 |
| 099 組織代用人工繊維布 (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であつて、一般的名称が「手術用メッシュ」、「手術用吸収性メッシュ」、「心臓内パッチ」、「人工心膜用補綴材」、「吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「非吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「吸収性組織補強材」若しくは「非吸収性ステーブルライン補強材料」、又は類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であつて、一般的名称が「合成心筋パッチ」、「コラーゲン使用心筋パッチ」、「ウマ心膜パッチ」、「非中心循環系心血管用パッチ」、「中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用非中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用心血管用パッチ」若しくは「ウシ心膜パッチ」であること。 ② (略) (2) ~ (3) (略) | 099 組織代用人工繊維布 (1) 定義 次のいずれにも該当すること。 ① 薬事法承認又は認証上、類別が「医療用品（4）整形用品」であつて、一般的名称が「手術用メッシュ」、「手術用吸収性メッシュ」、「心臓内パッチ」、「人工心膜用補綴材」、「吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「非吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材」、「吸収性組織補強材」若しくは「非吸収性ステーブルライン補強材料」、又は類別が「機械器具（7）内臓機能代用器」であつて、一般的名称が「合成心筋パッチ」、「コラーゲン使用心筋パッチ」、「ウマ心膜パッチ」、「非中心循環系心血管用パッチ」、「中心循環系心血管用パッチ」、「コラーゲン使用非中心循環系心血管用パッチ」若しくは「コラーゲン使用心血管用パッチ」であること。 ② (略) (2) ~ (3) (略) |